

[論 説]

「立憲的族父統治」下の政党内閣

—加藤弘之と斎藤隆夫の論争から—

Party Government under “the Constitutional Patriarchy”

—The Controversy between Kato Hiroyuki and Saito Takao—

田 頭 慎一郎

目 次

- I はじめに
- II 天皇機関説をめぐる加藤弘之と斎藤隆夫の論争
- III 「立憲的族父統治」受容の意味
- IV むすび

I はじめに

1903年、齋藤隆夫は生死の淵を彷徨っていた。東京専門学校時代に罹患した肋膜炎が米国イエール大学留学中に再発し、米国ニューヘブーン市内のグレース病院で一度、イエール大学付属病院で二度手術を受けたところであった。ある日、キリスト教信者の学友が見舞いに来て、「御病臥中に何か宗教心が起りましたか」と尋ねた。これに対し齋藤は「いや何も起りませぬ」と答え、重ねて死後や靈魂の行方を尋ねる友人に、

死んだ後に靈魂とか云ふものが残る訳はありますまい。人間のことは生れてから死ぬまでのことであります。死んだ後には何もありません。孔子も我生を知らず、何んぞ死を知らんやと言はれたさうであるが、其の通りであります。強いて宗教と云ふならば是が僕自身の宗教でありませう。

と述べた。このように齋藤は全くといってよほど宗教心には縁がなく、また宗教を迷信といって憚らなかつた¹。

病のため学業を途中で断念して帰国した齋藤が、四度の手術と療養により弁護士活動を再開した明治末年、宗教を迷信とする立場からキリスト教への論駁を加えていた人物がいた。加藤弘之である。加藤は、1907年『吾国体と基督教』を皮切りに、『迷想的宇宙観』(1908年)、『基督教徒窮す』(1909年)と続けて、キリスト教徒や加藤の論説に批評を与えた仏教徒、学者と論争した。その中に齋藤隆夫も加わっていた。もちろん、加藤のキリスト教批判に対してではない。天皇機関説批判に対する批判であった。

これまでこの齋藤と加藤の論争を取り上げたものは、「国体イデオロギー」

を振りかざす加藤に対して、斎藤の近代的な法律論を評価するに止まり²、この論争が斎藤にあたえた影響を考察したものはない。本稿は、この影響を考察するとともに、より広い意味で明治期のある種の漸進主義的な思想の継承を検討する一試論である。

II 天皇機関説をめぐる加藤弘之と斎藤隆夫の論争

斎藤と加藤の論争をみる前に、まずは論争の原因となった加藤の論説を検討しておこう。

1905年7月号の『東洋学芸雑誌』に、加藤は「吾が立憲的族父統治の政体」を發表した³。この中で加藤は、アリストテレスの「君主統治」「貴紳統治」「平民統治」の政体分類の他に「太古の未開社会」に見られた「神祇」の代理として君主が統治にあたった「神祇統治」を「君主政体」の一小分類に加えた。さらに一族中の宗家というべき門地の者が政権を掌握している「族父統治」というのも「神祇統治」と関係の深いものとして「君主統治」の一小分類であるとした。しかしながら今日では、「神祇統治」も「族父統治」も開化の進んだ国々では滅んでしまった。アリストテレスの政体分類にも修正が必要で、「貴紳統治」は減び、「君主統治」は独裁的と立憲的の二種類に分けられ、「平民統治」は間接的な統治である「共和政治」へと変ってきた。現在の列強諸国の中ではロシアとトルコを除く欧州各国と日本が「立憲的君主統治」か「共和政治」を採用することになり、独裁政治を採ることはなくなった。この中、日本の立憲政体の特徴は、天皇が独裁君主のように憲法の上位に立って自由に行動することがない点で他の立憲君主国と異なるところはないが、人民に迫られて権力を制限したのではなく、天皇自らが権力の制限を行ったという「主義」が異なることである。すなわち、表面的な制度の異同ではなく、その背景にある精神

[論 説]

や主義を異にする点を加藤は強調している。

ここまでは「立憲的族父統治」の「立憲」の意味であるが、次に日本が「族父統治」である由縁を加藤は論じている。日本の政体を欧州同様の「立憲的君主統治」とするのは誤りで、一民族中の宗家というべき門地の者が政権を掌握している「族父統治」の発展型である「立憲的族父統治」と称するのが正しいとする。加藤によれば、欧州の「君主統治」というものは、一民族が一国をなすのは稀であり、また一民族が数カ国に分かれたりしている、さらに比較的純粋な民族が一国をなして君主を戴いていても、数度の「易姓革命」を経ているため、太古より万世一系というように連綿と続く王室がない。しかし、日本のみは一帝室の統治が建国以来続いている「事実」があるから、欧州では滅びてしまったとされる「族父統治」という呼称を使用することが至当であり、加えて現在立憲政体を採用していることから、「立憲的族父統治」となるのである。さらに、加藤は「族父統治」と「君主統治」一般を区別するものとして、君主への忠誠と国家への忠誠が一致する点を挙げている。すなわち、フランスのような共和国においても各種王党派が存在するように国家への忠誠と王室への忠誠は異なっているが、日本においては天皇への忠誠が国家への忠誠に一致し、まさに「朕は国家なり」が唯一成立する国家である、ということである⁴。

加藤は、こうした「忠君愛国」が一致した「国体」に基づいて「国家杯いふとは少しも眼中に置く」ものではない「世界教」たるキリスト教を批判するとともに⁵、天皇機関説にも攻撃を加えた。

これまで述べてきたように、加藤は、日本を建国以来同一系統の君主を戴いた「族父統治」の国であり、君主が臣民を撫育し、臣民が君主に忠誠を尽すという関係を特色とする「国体」ととらえている。これが他の国とは異なる「特殊の歴史」を持つ所以としている。日本は特殊な国であるために憲法解

積も特殊でなければならず、天皇主体説も天皇機関説も西洋の議論であるために排除しなければならない。加藤によれば、主体説も機関説も「族父統治」ではない「君主統治」一般において適用できるものであり、「族父統治」であるところの日本の政体を分析する説明ではありえない。また「法律や政治の事に至ては歴史的研究といふものが誠に大切のものである。歴史を無視して理論にのみ偏するようなことになつては動もすれば国家の害を招くようになる」というように、各国の歴史をふまえずに西洋の学説によって日本の国体＝「族父統治」をとらえることは出来ない、としているのである。さらに日本の論者は機関説を「真理」とするものが多いが、欧州では必ずしもそうではなく、「欧州各国が族父統治国でないにも拘はらず尚統治権を王室固有のものとして立てる説も多い。其方が却て多いのである」として、欧州の学問状況を踏まえて、日本における機関説への傾倒を批判している⁶。

これに対して齋藤は、「族父統治の天皇機関説……加藤博士の所論に就て……」で加藤を批判した。齋藤の論点は、「族父統治」論の否定と天皇機関説の擁護である。

まず「族父統治」に関しては、「政治学の通理及び我国歴史上の事実」の示すところから、これは原始時代に行われた一種の「血族政治」であり、その後の「宗族政治」、「酋長政治」を経た上に征服その他の理由により種族が結合して「強力と権力とに基く君主政治」に移ったことで、「血族政治」は滅びた、すなわち「族父統治」はこの時既に命脈を絶っている、と齋藤は述べる。さらにこの国家発祥の一般原則を日本に適用すると、建国の時点で既に「族父統治」の根柢を失っているとする。すなわち、皇室の祖先である高天原民族が日本列島に移住した時には、既に各種の民族が居住していたことは歴史家の証明するところであるが、これらの民族が外来民族のために征服され屈従したことにより建国されたという経緯から治者と被治者の血族の共通を失い、日本

[論 説]

は当初から「族父政治」ではなく、「君主政治」であった、ということである。そのため、「我国体の特質」を語るには、「族父統治」のような想像論や感情論ではなく、「我国は万世一系の天皇を戴くと云ふ一言を以て十分である」と結論づけた⁷。

次に加藤が「国体」に反するとする天皇機関説の問題に論及する。斎藤は、先に否定した「族父統治」論を「一步を譲りて」認めたとしても、これは天皇機関説とは何ら関係のないものとする。すなわち「族父統治なりや否やは政治学上の議論にして天皇機関説は法律学上の議論である」として、斎藤は政治論と法律論の区別を強調する。「法律学に於ては国家は主権の主体なりや否やを攻究するのが目的」であって、「此法理は或る国家のみに適用すべきものであらずして総ての国家に共通するもの」である。それゆえ、「或る国の政体が専制なりや立憲なりや、又は或る国の憲法が国家及び君主の地位に関して如何なる事を規定するや、凡て此等の事柄は此問題を決定するに当つて何等の関係を有せない」のである。こうした法理論を論ずる態度を前提として、近年の多数の理論家たちが、国家は単に土地と人民の集合体ではなく、人格を有する主権体と論定していることを斎藤は支持する。そのため、国家に主権がある以上、天皇は主権機関といわなければならない、と斎藤は主張するのである⁸。

以上のように斎藤は、「族父統治」論を政治学や日本の歴史の沿革から、天皇機関説批判を法理論から反駁したのであるが、これらは加藤が『迷想的宇宙観』で俎上に挙げた基督教新報記者や浮田和民らの議論⁹と同様であって、ここで論じられるものは「さほどすぐれたものではない」¹⁰と評されるほどのものである。それにもかかわらず、斎藤が加藤に論戦を挑んだのは、「余が最も尊敬する同郷の先輩者」である加藤が「天皇機関説を唱ふる者を目して国体を害し憲法を無視して共和主義を説くものなりと大言し、殆んど国賊視せ

らるゝに至りては余は実に呆然たらざるを得ないから」という気持ちと、学問上の議論に「国体論を持ち込む危惧を表明するためと思われる¹¹。

加藤は『基督教徒窮す』(1909年)の付録において、斎藤に反論をしている。斎藤が「族父統治」論を批判する根拠とした建国の歴史については、加藤も高天原民族が外来からの征服民族であり少数であったとする説を否定はしない。しかし、この民族が日本民族の中心であったことは否定できず、また雑婚も行われた結果、今日では征服民族と被征服民族との異同は見られず、とにかくも日本民族を統治する天皇は太初以来変化がないことには変らないとして、他の「君主統治」一般と区別する「族父統治」は有効であると主張する¹²。また天皇機関説に関しては、再度、「族父統治」の存在しない欧州の学説に日本の「国体主義」が準じる必要はないとし、英国などは「民主的王国」のように共和主義的であるにもかかわらず、「英国人民は概して英国王を国家の機関杯とは見て居らぬ」と学説上の疑問も呈して、加藤は斎藤の批判を一蹴した¹³。

斎藤と加藤の論争は以上のとおりだが、この勝敗は如何であったのであろうか。実はこれ以後、斎藤が天皇機関説をおおやけにすることはなかった。そればかりか、1917年6月26日の議会演説において、

我国ノ主権ガ君主ニ属シテ居ルト云フコトハ、是ハ当り前ノ事デアル、又此主権ハ建国以来今日ニ至ルマデ会テ一度モ犯サレタコトハナイ、又之ヲ犯サント試ミタ者モ無イノデアル、若シ此主権ノ本体ガ犯サレタ時ハ、即チ我帝国滅亡ノ時デアリマス¹⁴

と天皇主権説とみまがう論理展開をしている。また、1929年1月22日の議会演説では、

[論 説]

国体ノ根源ハ極メテ深遠ナリ、之ヲ倫理上ヨリ見マスルナラバ父子ノ結合デアリ、之を政治上ヨリ見マスルナラバ君臣ノ同治デアリマス、即チ族父タル皇室ヲ中心トシテ、族子タル吾々臣民ガ之ヲ奉戴シテ、互ニ和合シ一致団結シテ以テ国家ガ統治セラル、所ニ、我ガ国体ノ精華ガ發揮セラル、ノデアル¹⁵

と、必ずしも加藤の政体としての「族父統治」を意味するものとはいえないが、用語としての加藤のそれを踏襲している。

斎藤は、加藤との論争を経て、最も大きな対立点であった欧州の法理論を日本にそのまま適用することの可否について、加藤に従ったようである。論争後、帝国憲法を「絶対君主々権¹⁶」の憲法と呼び、加藤が「頗る明瞭であつて能く道理が解る¹⁷」と評した穂積八束を「多数学者の上に一頭地を抽いて居る」とし、「帝国の国体と歴史を基礎と為し、独創の学説を立てられた」と評価した上で、穂積以外の憲法学者は「ボルンハック、ラバント、マイエル、エリネック、其他数多き独逸公法家の学説を羅列するに止まる。彼等は自ら耕さずして、他人の糟粕を嘗むる学界の乞食である」、と加藤が斎藤に投げかけたようなことを述べている¹⁸。このように斎藤は、天皇機関説を放棄し、また「立憲的族父統治」をも受容れたようである。

これは何を意味しているのであろうか。はたして斎藤は加藤に屈服してしまったのか。

斎藤隆夫の政治活動の目的は、政党内閣の確立である。斎藤が加藤を批判する際に用いた法律論と政治論の区分によれば、政党内閣は政治論の方に含まれよう。1912年の総選挙に当選して代議士となった斎藤にとっては、抽象的な主権理論よりも実践的な政治運営を優先しなければならない。そもそも斎藤は、憲法の適用をもって立憲政治とする立場を強く批判しており、幅

広い天皇大権を規定した帝国憲法は容易に専制政治へと導かれるため、議会による運用が重要であると説いていた。すなわち、憲法への十分な知識を前提としつつ、より「民主主義」的な運用を重視していたのである¹⁹。

さらに、斎藤が加藤との論争以前に披瀝していた天皇機関説は、法理論という以上に極めて政治論的な解釈であった。斎藤の天皇機関説は、帝国憲法第七三条の憲法改正条項に注目して、

日本憲法第七十三條は明に国会に向て憲法改正の協賛権を與ふるが故に天皇は国会の協賛を経ずして憲法を改正すること能はず、去れば此規定の効力を生じたる時は即ち単独主権機関たりし天皇の地位は變じて共同の主権機関と為り、新に国会なる機関起りて天皇と共に主権機関を組織するに至りたる時なりと云はざるべからず²⁰

と、憲法改正権を主権の所在の指標とすることで天皇と国会の共同主権機関説というものである。これは憲法明文から引き出した解釈であるものの、天皇の協賛機関に過ぎないとされた帝国議會を主権機関の一部であるとすることで、議会中心の政治運営を図ろうとした意図が表れている²¹。

実は、大正期において法理論と政治論とは、各々異なる見解を示しながらも、共通の目的を志向していた。それは政党政治、つまり政党内閣確立の推進である。次章では天皇機関説から離れて、斎藤が重視する政党内閣の可否という視点から考察する。

Ⅲ 「立憲的族父統治」受容の意味

前章で述べてきたように斎藤隆夫は、従来有していた天皇機関説を放棄し、

批判を加えていた加藤の「立憲的族父統治」を受容れた。しかし、何故、斎藤は加藤の論を受容れたのであろうか。一般的には加藤が提起した天皇機関説批判や、後の1912年からの美濃部・上杉論争を経て、天皇機関説が大正期学界の通説の位置を占め、官界・高等文官試験においても有力な説となり、半ば政府の公式学説となった、とされる。このような世論の趨勢において、斎藤がわざわざ持説を枉げて天皇主権説＝「族父統治」論に加担する必要はないであろう。

しかし、大正期のジャーナリズムではもう一つの趨勢があった。それは天皇主権の下の民本主義という考え方である。その代表的な唱者吉野作造は

所謂民本主義とは、法律の理論上主権の何人^{なんびと}に在りやと云ふことはいて之を問はず、只其主権を行用するに当つて、主権者は須らく一般民衆の利福並に意^{いこう}を重ずるを方針とす可しといふ主義である。即ち国権の運用に関して其指導的標準となるべき政治主義であつて、主権の君主に在りや人民に在りやは之を問ふ所ではない²²

というように、主権論争を避け、天皇主権の下での代議政治の実現を主張しているのである。

そもそも主権理論に関する天皇機関説は、必ずしも政党内閣を準備するものではなかった。その代表的論者の美濃部達吉が政党内閣を理論づけたものは、国务大臣が共同して内閣を組織して、これにおいて共同の責任を負うとして、内閣を統一的合議体と解釈したことにあった。その上で政党内閣に関して、「議院内閣とか議院政治とかいふことは、法律上の制度の問題ではなく、唯實際政治の問題であります」と述べ、帝国憲法下における政党内閣の成立可能性を論証するにとどまっていた²³。つまり、法理論上の天皇機関説と政

治論上の政党内閣制とは、法理論と政治論というように論理的に出自を異にしているのであって、天皇機関説を採用することから、政党内閣を正当化する議論が直接導かれるわけではない。機関説論者の美濃部が政党内閣を正当化したのは、彼が抱懐する立憲主義論や立憲政治論の結果であった²⁴。

このように天皇機関説は、齋藤が目的とする政党内閣確立にはそれほど重要な理論ではなく、それどころか藩閥政府を理論的に支えていた天皇主権説であっても政党内閣を語る時代状況が表れ始めていたのである。

では、「立憲的族父統治」論への転回は何を意味するのであろうか。加藤の「立憲的族父統治」論の要となるのは、建国以来易姓革命を経ずに一統の皇室が統治権を有していたことにある。つまり、日本国の歴史とは、天皇の歴史であり、国家の否定は天皇の否定であり、天皇の否定は国家の否定になるという国家と天皇を同一視することであり、天皇を絶対者とするところにある。

齋藤は早い時期から議会政治家を志していた²⁵。議会政治家の天皇観では、万世一系の天皇統治を意味する「国体」上、天皇は絶対者であったが、立憲主義を規定する「政体」上は、天皇は政治行為をしてはならない存在であった、という「国体」「政体」の使い分けが行われてきたという指摘がある²⁶。つまり、帝国議会は天皇が制定した憲法の規定により存在するため、議会政治は「国体」上の天皇によって正当化されるものなのである。このように、理念としての「国体」、現実の政治運営としての「政体」の区別が議会政治家に意識されていたとすれば、天皇機関説も「立憲的族父統治」論も現実の政治運営に関わるものではない、理念としての国家構造への視点である以上、議会政治の正当性を高めるために絶対者としての天皇統治を意味する「立憲的族父統治」論に傾斜することは合理的であったのである。前述したように齋藤は、「我国は万世一系の天皇を戴くと云ふ一言を以て十分である」と、天皇統治を意味する「国体」を当初から認めていた。そのため、理念的な「立憲的族父統治」の

[論 説]

下、現実には国政に関わらない制限君主を要求しつつ、政党内閣を追求するという戦略が生れてくるのであった。

このような議会政治家斎藤隆夫の選択は、加藤弘之の「立憲的族父統治」論の安易な読み替えなのか、それとも加藤の思想と一致点を有するのだろうか。加藤は、日本で最初に立憲政体を紹介した人物でありながら、自由民権運動の勃興とともに国会開設時期尚早論を唱えたとして、その鮮やかな「転向」が悪名高い。しかし、加藤はあくまで漸進主義を唱えたのみで、「反封建的立憲主義者としての生命²⁷」は終生変ることはなかった。天賦人権を否定し、転向を宣言した『人権新説』(1882年)の最後でも、

吾国ニ在テモ今日ノ君権決シテ無限専制ノ実アルニ非ス尚且ツ立憲代議ノ制起ルハ実ニ数年ヲ出テサルコトナレハ漸次欧米ノ上等平民ニ均キ者起リテ社会ノ優者トナリ以テ社会共存上ノ大権力ヲ占有シ更ニ此権力ヲ以テ政権ニ参与スルヲ得ルニ至ラハ是即チ良正ナル優勝劣敗ノ作用生スルモノト云フヘキナリ²⁸

というように、政党内閣成立への期待を表明している。また、第一次大隈重信内閣として政党内閣が現実のものとなった1898年の論説でも政党内閣による少数者圧迫の可能性や、今回の内閣の政党内閣としての不完全さを指摘しつつも、将来の政党内閣の習慣が確立されることに期待をにじませている²⁹。加藤が評価していた天皇主権説論者穂積八束は政党内閣を否定する立憲政体観を有していたにもかかわらず、である³⁰。

これは、穂積と加藤の立憲政体観の相違を表すものである。穂積が理解する立憲制の本質とは「皇位主権の統一の下に、各機関の節制調和を期して、以て一機関の専制を防ぐ趣旨に出来て居る」³¹というように天皇主権下の嚴

密な三権分立を原則とするもので、議院内閣制はこの原則を壊して専制政治を行うことになるとする。さらに穂積の憲法論は、国家の主権は無限であり、憲法といえども主権者たる君主の任意に廃止しうるもので、君主は法によって拘束されない、というように法治主義を否定するものであった³²。加藤のそれは、『立憲政体略』時代の天賦人權論に基く「君民同治」とは異なるものの、先に述べたように君主は憲法の上に立つことはできず、また「国民の知識才能の進歩」というような「自然」力によって君主の権限は制せられて「公議輿論」に従わなければならない、とするもので、社会状況が許すならば政党内閣を可能とするものであった³³。

以上のように加藤は、憲法に天皇の権力が制限される「立憲的族父統治」下の政党内閣を将来において与件のものとしていたのである。そのため、憲法に制約される天皇と政党内閣を可能とする点で、齋藤は加藤との一致点を見出すことができ、天皇機関説を放棄することは可能となった。

IV むすび

齋藤は後に加藤について、自分は「屢々其の門を叩きて教へを受け、其の所信に感化せられた一人」³⁴であったと述べている。論争時の両者の相手への言及から考えるに、齋藤が加藤を訪れたのは、おそらく論争の後であったであろう。

藩閥政府を鋭く批判し、政党政治の定着を追求した齋藤隆夫と「一貫して政府的」³⁵であった加藤弘之との接点は一見奇妙に見える。しかし齋藤は、加藤同様、立憲政治や政党内閣の理論の正しさとともに国民の能力を重視する³⁶。漸進主義を基調とするのは自然であった。

例えば選挙権拡大に関して、齋藤は当初から普通選挙の理念には共鳴しな

[論 説]

がらも、急激な革新は国家社会の進歩を促すよりもかえって退歩を導くとして、慎重な態度をとっていた³⁷。そのため、選挙権拡大案も、1913年3月26日の議会演説では納税資格の直接国税10円から5円、中学卒業以上は納税資格免除、年齢制限を25歳以上から20歳以上であり、1919年3月8日の議会演説では納税条件を現行市町村公民権同様2円とする、中学校、師範学校、文部大臣においてこれと同等と認めたる学校を卒業する、または同等の学力を有すると検定されたものとし、1920年2月26日の議会演説でようやく普通選挙導入を提示している。婦人参政権に関しては、1931年段階でなお慎重姿勢を示している³⁸。

また、加藤の立憲政体論、宗教批判、社会進化論などを斎藤は忠実に継承している。彼の名を憲政史上に不動のものとした「支那事変に関する質問演説」にみられる「聖戦イデオロギー」批判は、加藤が『強者の権利の競争』で披瀝した、国際関係に道徳は存在せず、自国防衛の戦争も他国侵略の戦争もともに「義戦」でも「不義戦」でもないとして肯定した発想³⁹の祖述、または裏返しの継承に基いていたと解することもできる。

斎藤は、中野正剛や永井柳太郎ら大正デモクラシーの旗手たちが次々と革新を訴え、帝国憲法秩序の枠を超えていく昭和の時代に、最後まで旧来型の政治秩序の維持を訴えつづけた。それは加藤の「保守ト漸進トハ社会邦国ヲ興スノ道ナリ急進ト守旧トハ社会邦国ヲ倒スノ術ナリ」⁴⁰の言通り、日本社会の現状を見据えつつ左右の革新論に対峙し、日本に適合した「近代」なるものの維持と定着を追及する漸進主義者の系譜を継承する者の対応といえるであろう。

註

1. 「虚偽と迷信の世界」『斎藤隆夫政治論集』(斎藤隆夫先生顕彰会、1961年。復刻版、新人物往来社、1994年)所収、133～134頁。
2. 松本健一「評伝 斎藤隆夫 孤高のバトリオット」東洋経済新報社、2002年、134～163頁。大橋昭夫「斎藤隆夫 立憲政治家の誕生と軌跡」明石書店、2004年、75～79頁。
3. 「立憲的族父統治」のモチーフとなった「立憲族長政治」は『道徳法律進化之理』第3版(博文館、1893年)において論じられている。
4. 加藤弘之「吾が立憲的族父統治の政体」『東洋学芸雑誌』1905年7月号
5. 同「吾国体と基督教」金港堂書籍、1907年、(『基督教の害毒』金港堂書籍、1911年、所収)、36頁。
6. 同『迷想的宇宙観』丙年出版社、1908年、(前掲『基督教の害毒』所収)143～145頁。句点は田頭が追加。加藤弘之からの引用につき、以下同様。
7. 斎藤隆夫「族父統治の天皇機関説……加藤博士の所論に就て……」『早稲田学報』1908年10月号、9～10頁。
8. 同、11頁。
9. 加藤弘之『迷想的宇宙観』第14章、第19章参照。
10. 中村雄二郎「近代日本における制度と思想」未来社、1967年、269頁。なお、斎藤の天皇機関説の独自性は後述のこと。
11. 斎藤隆夫「族父統治の天皇機関説」12頁。
12. 『基督教徒窮す』同文館、1909年、(前掲『基督教の害毒』所収)119～121頁。
ここで加藤の議論の要点は、「日本民族」が単一であるとか純粋であるとかではなく、天皇を統治者として戴き続けている人々を中心民族である、というところにある。その論法に従えば、「帝国内異民族」が支配権を握り、天皇に退位を求めるほどの強者となった場合のみ、「族父統治」が崩壊することになる。小熊英二『単一民族神話の起源』(新曜社、1995年)では、「帝国内異民族が、彼のいう日本民族にくらべて無視できるほど少数であるという論法で、かろうじて自説の崩壊をしのいでいた」(71～72頁)と指摘されている。
13. 同書、123～128頁。
14. 「第三九回帝国議会 衆議院議事速記録第三号」(『帝国議会 衆議院議事速記録三三』1981年)25頁。
15. 「第五六回帝国議会 衆議院議事速記録第三号」(『帝国議会 衆議院議事速記録五二』1983年)25頁。
16. 同「陪審論一東」『法律新聞』1911年3月25日。
17. 加藤弘之『自然と倫理』実業之日本社、1912年、299頁。

〔論 説〕

18. 斎藤隆夫『憲法及政治論集』溪南書院、1915年、2頁。もともと、斎藤は穂積に対して「予も亦所々に反対の点を見出す」と留保をつけている。また、国家総動員法案に関する質問演説でも穂積を言及している。
19. 斎藤隆夫『比較国会論』溪南書院、1906年、46～49頁。
20. 同書、67頁。
21. 拙稿「議會政治家からみた主権と天皇——斎藤隆夫の憲法論——」『日本政治研究』第3巻第2号、2006年7月、掲載予定、参照。
22. 吉野作造「憲政の本義を説いてその有終の美を済すの途を論ず」『中央公論』1918年1月、『吉野作造選集二』岩波書店、1996年、所収、30～31頁。
23. 美濃部達吉『憲法講話』有斐閣、1912年、149～152頁。
24. 空井護「美濃部達吉と議会の正統性危機」『東北大学法学会 法学』第62巻第4号、1998年、同「政党否定論者としての美濃部達吉」同誌、第67巻第2号、2003年、参照。
25. 「君が慨世憂国の熱情は早晚君を驅りて政海に戯遊せしめずんば止まざるべきを信ず想ふに君は現今政熱狂奔の徒が無明煩惱の私情を燃やし徒らに蝸牛頭上の争を事とするが如きは真に大丈夫の為すべき事にあらざるを看破し正体澄目獵りに言を發せず只期す数年の後君满腔の熱血を瀧で鬱勃たる大議論を吐露せられんことを」(東恵仁編『明治弁護士列伝』周弘社、1898年) というようにいづれ政治家への道を歩むと周囲から思われていた。
26. 小股憲明『近代日本の国民像と天皇像』大阪公立大学共同出版会、2005年、142頁。

小股氏の議論は、小山常美氏が論じる帝国憲法が、第一条から第四条前半（「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ」）までが万世一系の天皇が日本の統治者であるとの「国体法」、第四条後半（「此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ」）が天皇の憲法遵守規定、第五条以下が責任内閣制を中心とした立憲政体を意味する「政体法」という区分から示唆を受けている（小山常美『天皇機関説と国民教育』アカデミア出版会、1989年、45～50頁）。

そのため、ここでの「国体」とは、神話で描かれる「天壤無窮の神勅」によって正統性を付与された天孫の末裔たる天皇統治とそれを翼賛する道徳的要請を意味し、「政体」とは帝国憲法によって新しく制定された政治形態を意味する。

議會政治家が、これらの原則を受容れた背景には、次のような点が指摘される。日清戦争時に広島大本営において日夜軍務に精励した明治天皇が、戦勝を果たしたという国民的利益と国家的利益を統合する人格的シンボルとなり、国民及び議会の利益が天皇の利益との一致が見られた。このように国民と天皇の利益が一致するならば、天皇の正統性もしくは絶対性を容認することは、国民から選出される議會勢力にとって正当性獲得の最良の方法となる（鈴木正幸『国民国家と天皇制』校倉書房、

2000年、第7章参照)。そのため、天皇を至高とする「国体」を受容しつつ、藩閥政府か政党内閣かという具体的な「政体」を争うことが戦略的に有効と議会政治家には考えられたと思われる(拙稿「議会政治家からみた主権と天皇」参照)。

27. 田畑忍『加藤弘之の国家思想』河出書房、1939年、40頁。
28. 加藤弘之『人権新説 全』改訂第三版、谷山楼、1883年、134頁。
29. 同『天則百話』博文館、1899年、220～223頁、231～235頁。
30. 長尾龍一『日本憲法思想史』講談社学術文庫、1996年、47頁。
31. 穂積八束『修正増補憲法提要』有斐閣、明治43年初版、昭和10年修正増補、118頁。
32. 家永三郎『日本近代憲法思想史研究』岩波書店、1967年、159頁。
なお、家永は、機関説から主権説に「転向」した上杉慎吉の憲法論を概観し、機関説・主権説のグルーピングにはさほど意味はなく、「国家権力が無制限であるかどうか」を争点にすべきである、とした(第二章第四節、参照)。これは立憲主義という中身を変えず機関説を放棄した斎藤とは逆の「転向」といえる。
33. 加藤弘之『国家の統治権』実業之日本社、1913年(『加藤弘之文書』第3巻、同朋舎出版、1990年、所収) 646頁。
34. 「戦争の哲理」『斎藤隆夫政治論集』所収、125頁。
35. 吉田曠二『加藤弘之の研究』新生社、1976年、59頁。
36. 斎藤隆夫『比較国会論』27～44頁。同『憲法及政治論集』67～71頁。
37. 「選挙権拡張及び選挙区制論」『太陽』1919年2月号。
38. 「自治体の党弊と婦人公民法」『公民教育』1931年。
39. 加藤弘之『先哲未言』(出版者不明) 1895年、17頁。同『強者の権利の競争』哲学書院、1893年、第10章参照。
40. 同『人権新説』123～124頁。